

コンプライアンス事件簿『景品表示法編』

法改正状況

2024年5月15日

ハイテクノロジーコミュニケーションズ株式会社

2016年7月までのコンテンツとは、以下の箇所が変更となります。

ページ	該当箇所	変更前	変更後(改訂版)
4		商品やサービスの品質・規格・その他の内容が、実際よりも著しく優れていると思わせるような表示のことです。	商品やサービスの品質・規格・その他の内容が、 <u>実際のものや事実</u> に相違して <u>競争事業者のものよりも著しく優れている</u> と思わせるような表示のことです。
4		商品やサービスの価格や取引条件(アフターサービスや保証期間など)が、実際よりも著しく得であるかのように思わせる表示のことです。	商品やサービスの価格 <u>その他の</u> 取引条件(アフターサービスや保証期間など)が、 <u>実際のものや事実</u> に相違して <u>競争事業者のものよりも著しく有利である</u> と思わせるような表示のことです。
5	解説	このケースでは、消費者庁から措置命令が出されていますが、今後は措置命令に加えて課徴金納付命令が出される可能性があります。	このケースでは、消費者庁から措置命令が出されていますが、 <u>措置命令に加えて課徴金納付命令が出される場合もあります。</u>
11	「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」について	食品表示などの不正問題を受け、不当表示等を未然に防止することを目的として、事業者はそれぞれの規模や業態、商品・サービスに応じて必要な措置を講じることが定められました。	<u>食品表示などの不正問題や、インターネットを用いた広告手法である「アフィリエイトプログラム」(ウェブサイトやブログなどの運営者が成果報酬型の広告を掲載すること)による不適切な広告の掲載などを受け、</u> 不当表示等を未然に防止することを目的として、事業者はそれぞれの規模や業態、商品・サービスに応じて必要な措置を講じることが定められています。

ページ	該当箇所	変更前	変更後(改訂版)
13	一般懸賞	たとえば、クイズやパズル、ボウリングや魚釣りといった競技やゲームなどの結果で提供される景品類などが該当します。	たとえば、クイズやパズル、ボウリングや魚釣りといった競技やゲームなどの結果で提供される景品類などが該当します。 <u>また、一部の商品にのみ景品類を添付していて、外観上それが判断できない場合も一般懸賞に該当します。</u>